

○桜井宇陀広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する 条例

〔 令和2年3月27日
条 例 第 2 号 〕

改正 令和5年3月30日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第2項及び第7条第1項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期)

第3条 前条の規定により採用される職員の任期は3年を超えない範囲内で任命権者が定める。

- 2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期が3年に満たない場合にあつては、あらかじめ当該職員の同意を得て、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

(給料表及び職務の級の分類)

第4条 任期付職員には、別表第1による給料表を適用する。

- 2 任期付職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとする。
- 3 前項の規定により分類される職務の級の内容は、別表第2による分類表に定めるとおりとする。

(給与条例の準用及び適用除外)

第5条 前条に定めるもののほか、一般職の任期付職員の給与に関する事項の定めについては、桜井宇陀広域連合一般職の職員の給与に関する条例（平成9年3月桜井宇陀広域連合条例第21号）第2条において例によるとされている一般職の給与に関する条例（昭和32年10月桜井市条例第17号。以下「桜井市給与条例」という。）の例による。ただし、桜井市給与条例第3条、第3条の2、第3条の3、第4条、第7条、第7条の2、第8条、第10条、第11条、第12条、第14条、第14条の2、第14条の3、第16条、第17条、第17条の2、第17条の3、第17条の4、第17条の5の規定は、適用しない。

(雑則)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日条例第4号抄)

(施行時期等)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例に定めるもののほか、桜井宇陀広域連合職員の定年等に関する事項の定めについては、桜井市の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年12月桜井市条例第22号)の例による。

別表第1 (第4条関係)

職務の級	給料月額
1 級	255,000 円
2 級	265,000 円

別表第2 (第4条関係)

職務の級	職務の内容
1 級	課長の職務
2 級	事務局長の職務